

曲金訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 カム・オフィス有限会社が開設する曲金訪問看護ステーション（以下ステーションという）が行う指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が要支援状態にあり、かかりつけ医の指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

2 事業実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療・福祉との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 曲金訪問看護ステーション
- (2) 所在地 静岡市駿河区曲金6丁目13-14

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

- (1) 管理者 看護師 1名

管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

- (2) 職員 看護師9名（常勤職員4名、非常勤職員5名）

介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書を作成し、指定介護予防訪問看護を担当する。

- (3) 事務職員 2名（常勤兼務1名、非常勤1名）以上、又は必要に応じて配置し、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午前12時30分、午後1時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話により、24時間受持連絡可能な体制とする

(介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 介護予防訪問看護の利用希望者がかかりつけ医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、介護予防訪問看護計画書を作成し介護予防訪問看護を実施する。

介護予防訪問看護計画書については利用者若しくは家族に説明するとともに、利用者の同意を得た上で作成し、交付する。

(2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。

(3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから、静岡市医師会等に主治医の選定を依頼する。

(4) 介護保険法の介護予防訪問看護の内容、提供に際しては、居宅支援事業所との連携を図る。

第7条 介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持

(3) 食事及び排泄などの日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療行為
- (11) 記録について

・訪問看護の提供日、具合的なサービス内容、利用者の心身状況などを記録するとともに利用者の申し出があった場合には、文書の交付など適切に提供する。

第8条 事故発症時の対策

- 1、事故が発生した場合、市町村への連絡、必要な措置を講じ、管者への報告
事故の状況と処理の記録をする。
- 2、前頁の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

第9条 苦情の処理

- 1、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応する
- 2、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保管する

(実施地域)

静岡市内（井川地域、藁科地域、由比地域、蒲原地域を除く）

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送など必要な処置を講ずるものとする。

- 2、看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(介護保険法の指定訪問看護の利用料)

第11条 介護予防訪問看護を提供した場合その費用の1割から3割を利用料として徴収する。その他の利用料として、通常の訪問看護の実施地域以外への訪問看護にかかる交通費を徴収する。

(虐待防止、ハラスメント防止に関する留意事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2, 虐待を防止するための委員会（テレビ電話装置などの活用可能）を定期的な開催するとともにその結果を従業者に周知徹底を図ること
- 3, 虐待防止のための指針を整備すること。
- 4, 従業者に対し、虐待、ハラスメント防止のための研修を定期的実施すること。
- 5, 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 6, ハラスメントが発症した場合はマニュアルに沿って適切に対応する。

第13条 事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではない

- 2, 身体拘束などを行う場合は、その様態および時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

(感染、非常時災害に関する留意事項)

第14条 事業所は感染症が発生時において利用者に対する介護予防訪問看護業務の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2, 感染予防委員会はおおむね6か月に1度開催する。
- 3, 感染症予防の研修及び訓練は1年に1回程度開催する。

第15条 事業所は非常災害時において、利用者に対する介護予防訪問看護業務の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2, 事業所は従業者に対して業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を年に1回程度実施する。
- 3, 業務継続計画は令和3年度中に作成し、必要な研修及び訓練は令和4年から実施する。

(その他の運営についての留意事項)

第16条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員に資質の向上を図るため職員は業務上知り得た秘密を保持する。

- 2, この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、カム・オフィス有限会社と曲金訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成27年2月16日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年7月31日から施行する。

附則 この規程は、令和6年3月31日から施行する。

